

雇用保険の会社負担 簡単まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

雇用保険の概要と加入義務

- 雇用保険は従業員が1人でも加入条件を満たせば、事業主は加入義務あり
- 保険料は毎月、事業主・従業員でそれぞれ負担
- 加入対象：31日以上雇用見込み、週20時間以上勤務

令和7年度 雇用保険料率（2025年4月～2026年3月）

区分	労働者負担	事業主負担	合計
一般の事業	0.55%	0.9%	1.45%
農林水産・清酒製造業	0.65%	1%	1.65%
建設業	0.65%	1.1%	1.75%

雇用保険料の会社負担の内訳（一般事業例）

- ・失業等・育休給付：0.6%
- ・雇用保険二事業（助成金・能力開発）：0.35%

雇用保険の主な給付内容

- ・基本手当（失業給付）：賃金の約45～80%
- ・育児休業給付金：67%（180日まで）、その後50%
- ・教育訓練給付・雇用調整助成金なども対象

雇用保険料の計算式と例（一般事業・月給25万円）

- ・事業主：250,000円 × 0.0095 = 2,375円
- ・労働者：250,000円 × 0.006 = 1,500円

雇用保険料の負担軽減策

- ・ 週20時間未満での短時間勤務制度の導入
- ・ 派遣社員の活用（保険料は派遣会社が負担）
- ・ 従業員を役員に任命（役員は加入対象外）

注意点・罰則

- ・ 未加入・未納：6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金（雇用保険法第83条）
- ・ 毎年料率改定あり、厚労省サイトで要確認
- ・ 無給の育休・介護休業中は保険料不要（資格は継続）

対応の工夫

- ・ 会計ソフトでの自動計算・法改正への対応が便利
- ・ 改定時は従業員へ説明し、納得を得ることが重要